

## 新駅問題支援対策プロジェクトチーム設置要綱（案）

### （設置）

第1条 新幹線新駅設置に係る協定類の終了に伴う諸課題について、専門的かつ全庁的に対応するため、新駅問題支援対策プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 プロジェクトチームの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 栗東新都心土地地区画整理事業等への影響に対する対応策に関する検討および調整
- (2) (仮称) 県南部地域振興プラン策定に関する検討および調整
- (3) その他新駅問題に関し必要な事項

### （構成）

第3条 プロジェクトチームは、リーダー、サブリーダーおよびチーム員をもって構成する。

- 2 リーダーは新駅問題支援対策室長の職にある者をもって充て、サブリーダーは新駅問題支援対策室参事の職にある者をもって充てる。
- 3 チーム員は、新駅問題支援対策室室員および別表に掲げる所属職員の中から所属長が指名する者をもって充てる。

### （会議）

第4条 プロジェクトチームの会議は、リーダーが必要に応じて招集し、会議の進行はサブリーダーが務める。

### （検討チーム）

第5条 リーダーが必要と認めるときは、所掌事務のうち特定の事項を調査および検討させるため、検討チームを置くことができる。

### （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

### 付 則

この要綱は、平成18年9月12日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月 日から施行する。

別表（第3条関係）

所 属
企画調整課
総務部総務課
総務部自治振興課
琵琶湖環境部下水道課
商工観光労働部商工政策課
商工観光労働部商業観光振興課
商工観光労働部新産業振興課
農政水産部農村振興課
土木交通部交通政策課
土木交通部道路課
土木交通部河港課
土木交通部都市計画課
南部振興局総務振興部
南部振興局建設管理部